

日薬連発第 209 号
平成 31 年 3 月 19 日

加盟団体 殿

日本製薬団体連合会

医薬品の残留溶媒ガイドラインの改正について

標記の通知を、各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知した旨の通知が厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長より当連合会宛てにありましたので送付いたします。

つきましては、貴会会員への周知方宜しくお願いいたします。

記

平成 31 年 3 月 18 日付け

○医薬品の残留溶媒ガイドラインの改正について

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

薬生薬審発 0318 第 2 号



薬生薬審発 0318 第 2 号
平成 31 年 3 月 18 日

日本製薬団体連合会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長



医薬品の残留溶媒ガイドラインの改正について

標記について、各都道府県衛生主管部（局）長宛に別添（写）のとおり通知したので、御了知の上、貴管下関係業者に対し御周知願います。





薬生薬審発 0318 第 1 号
平成 31 年 3 月 18 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

医薬品の残留溶媒ガイドラインの改正について

新医薬品の製造又は輸入の承認申請に際して検討される医薬品中の残留溶媒の規格及び試験方法上の取扱いに関しては、平成 10 年 3 月 30 日付け医薬審第 307 号厚生省医薬安全局審査管理課長通知「医薬品の残留溶媒ガイドラインについて」により定められているところです。今般、日米 EU 医薬品規制調和国際会議 (ICH) において、エチレングリコールの Permitted Daily Exposure (PDE 値) の再検討が行われ、修正がされたことから、「医薬品の残留溶媒ガイドラインについて」を下記のとおり改め、2020 年 4 月 1 日以降に申請される新医薬品に対し適用することとするので、ご了知の上、貴管下関係業者に対し周知徹底方ご配慮お願いいたします。

なお、本通知の写しを日本製薬団体連合会会長ほか、関連団体の長あてに発出していることを申し添えます。

記

上記通知「医薬品の残留溶媒ガイドラインについて」の別紙「医薬品の残留溶媒ガイドライン」について以下のように改める。

1. 表 2. 「|エチレングリコール| 6.2 | 620 |」を「|エチレングリコール| 3.1 | 310 |」に改める。